

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 1 2 電子記録債権機関関係） 新旧対照表（案）

改正案	現行
I-2-3 情報管理 I-2-3-2 主な着眼点 I-2-3-2-1 (略) I-2-3-2-2 個人情報管理 (1) 個人情報取扱事業者となる電子債権記録機関においては、個人である利用者に関する情報については、個人情報保護法、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）、同ガイドライン（外国にある第三者への提供編）、同ガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）及び同ガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）（以下、合わせて「保護法ガイドライン」という。）、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（以下「金融分野ガイドライン」という。）、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針（以下「実務指針」という。）等に基づき、その安全管理及び従業者の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置として以下の措置が講じられているか。 ① 金融分野ガイドライン第8条及び第9条の規定に基づく措置 ② 実務指針Ⅰ、Ⅱ及び別添2の規定に基づく措置 (2) (略) (3) 個人データの第三者提供に関して、<u>金融分野ガイドライン第12条</u>等を遵守するための措置が講じられているか。特に、そ	I-2-3 情報管理 I-2-3-2 主な着眼点 I-2-3-2-1 (略) I-2-3-2-2 個人情報管理 (1) 個人情報取扱事業者となる電子債権記録機関においては、個人である利用者に関する情報については、個人情報保護法、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）、同ガイドライン（外国にある第三者への提供編）、同ガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）及び同ガイドライン（匿名加工情報編）（以下、合わせて「保護法ガイドライン」という。）、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（以下「金融分野ガイドライン」という。）、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針（以下「実務指針」という。）等に基づき、その安全管理及び従業者の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置として以下の措置が講じられているか。 ① 金融分野ガイドライン第8条及び第9条の規定に基づく措置 ② 実務指針Ⅰ、Ⅱ及び別添2の規定に基づく措置 (2) (略) (3) 個人データの第三者提供に関して、<u>金融分野ガイドライン第11条</u>等を遵守するための措置が講じられているか。特に、そ

改正案	現行
の業務の性質や方法に応じて、以下の点にも留意しつつ、個人である利用者から適切な同意の取得が図られているか。	の業務の性質や方法に応じて、以下の点にも留意しつつ、個人である利用者から適切な同意の取得が図られているか。